

日本臨床救急医学会 P E M E C コース  
P E M E C インスストラクター・マスターインストラクター制度 (Ver. 20210630)

2021年6月30日

日本臨床救急医学会 P E M E C 検討小委員会

1. P E M E C コースにおける役職名とその定義・役割

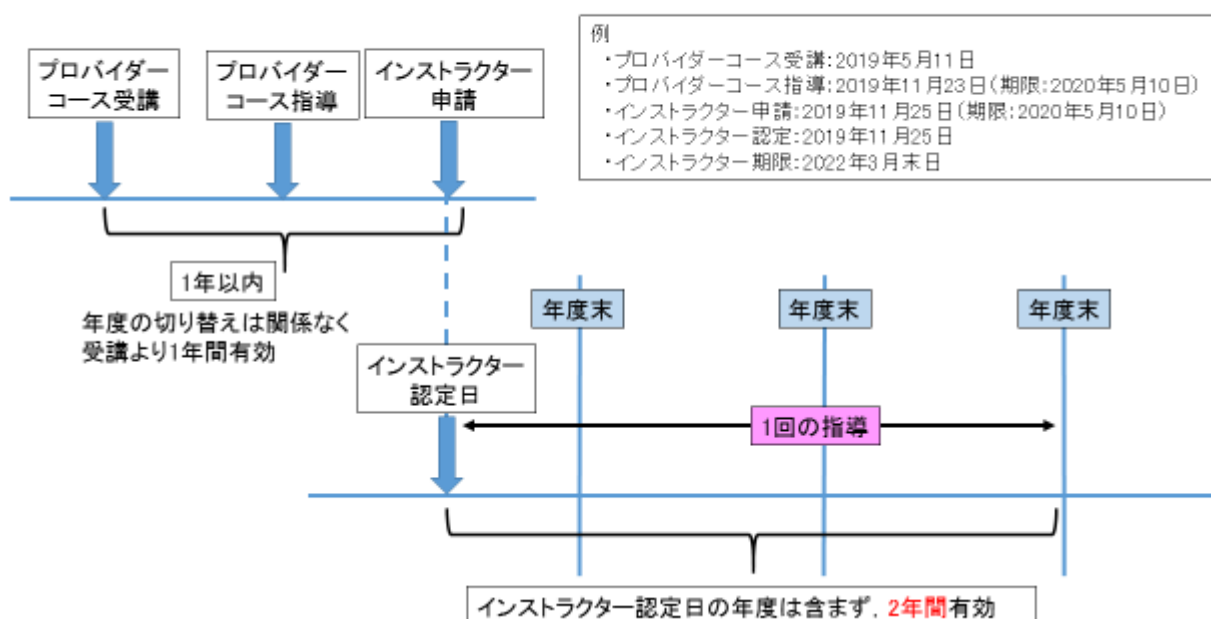
1) プロバイダー

- ・要件：P E M E C コースを受講した者
- ・有効期限：なし

2) インストラクター

- ・要件：以下のすべてを満たす者
  - P E M E C プロバイダー
  - P E M E C コース指導を希望していること
  - P E M E C コースでの指導を経験していること
- ・認定手続き  
プロバイダーコース受講から1年以内に、P E M E C コースを指導するとともにP E M E C 事務局にインストラクター申請をおこなう
- ・認定日  
初回指導日
- ・役割：P E M E C コースにおける指導
- ・有効期間：2年間（4月1日～3月31日）、初回のインストラクター認定からは2回目の年度末まで
- ・更新条件：有効期間内に1回以上P E M E C コースにおける指導を行うこと

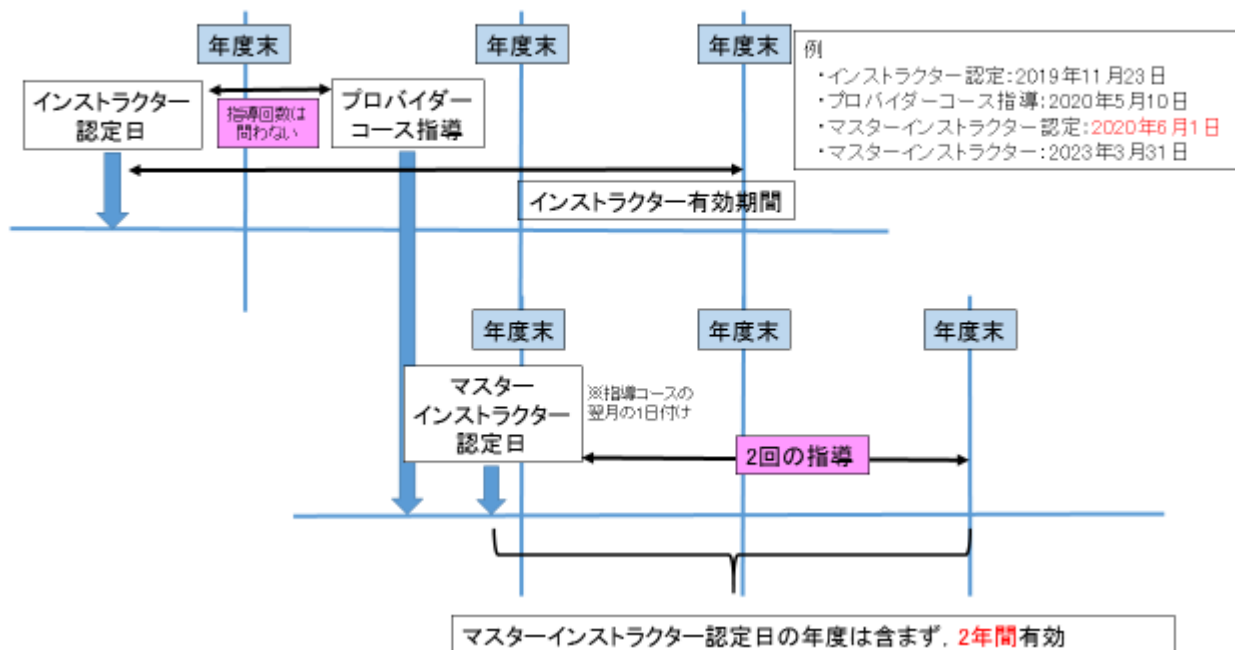
インストラクター制度



### 3) マスターインストラクター

- 要件：以下のすべてを満たす者  
PEMECインストラクター  
すでにPEMECコースで指導的な立場にあるインストラクター
- 認定手続き  
2名のマスターインストラクター以上の資格者（うち1名はコースディレクター）の推薦  
PEMEC事務局に推薦書とともにマスターインストラクター申請を行う  
※該当コースのコースディレクターは、コース開催日の翌月1日～10日に  
PEMEC企画運営委員会に申請を上げる。  
PEMEC企画運営委員会の審議を経て、全員の承認により認定  
指導回数やコース開催経験の有無は問わない。
- 認定日  
マスターインストラクター申請日の翌月の1日付け
- 役割：コース内での各ブースリーダーや講義等を担当する
- 有効期間：2年間（4月1日～3月31日）、初回のインストラクター認定からは2回目の年度末まで
- 更新条件：有効期間内に2回以上の指導を行うこと

#### マスターインストラクター制度



以上